

## 公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)別表(抜粋)

## 3. 社会保険庁関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
国民年金保険料 収納事業	<p>国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年6月までに入札公告し、同年10月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を民間競争入札の対象とする。</p>	厚生労働省

（参考 2）

## 実施の際の留意すべき現行法規制（抄）

### 2 弁護士法

#### （1）弁護士法第 7 2 条

弁護士法第 7 2 条においては、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で・・・その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」とされている。

ここで、「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件をいうものと解されており、また、「その他の法律事務」とは、一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件について、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいうものと解されている。

#### （2）納付督促の範囲

委託の対象となる納付督促業務は、国民年金法に基づく権利義務関係である保険料の納付義務を有する被保険者であって納期限までに保険料を納付していないものに対し、その未納の状況を本人に知らせるとともに、公的年金制度の説明等により納付への理解を促し、納付の勧奨を行うものである。

今回の委託事業は、現行法の範囲内で行うものであり、受託者は、弁護士法第 7 2 条に抵触しない範囲で業務を行うこととし、未納者に接触した際に、年金制度の説明を行った上で、納付を拒絶（一部の拒絶を含む）する意向を明らかにした場合には、その後の納付の勧奨を行わないものとする。この場合、納付拒絶の事実とその理由を納付督促の事蹟として報告に記載し、社会保険庁に引き継ぐものとする。

なお、弁護士又は弁護士法人が行う場合には、当然弁護士法第 7 2 条の問題は生じないものである。

#### 【関係条文】

##### 弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止）

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

（非弁護士との提携等の罪）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第七十二条の規定に違反した者

## 国民年金保険料の収納について

業務の流れ (国民年金保険料の例)	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;">滞 納</div> (納期限までに納付せず) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;">納付の勧奨、請求等</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>納付されていない事実の 通知、理由の確認 納付の勧奨(自主的納付の 呼びかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面郵送</li> <li>・ 電話</li> <li>・ 戸別訪問</li> </ul> <p>戸別訪問時の保険料の 受け取り</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>保険料の納付を拒否して いる滞納者に対する納付 の請求</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;">強制徴収</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 督促(差押の前提としての効果)</li> <li>・ 財産調査(質問、検査、搜索)</li> <li>・ 財産差押</li> <li>・ 換価、配当</li> </ul>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 20px;">民間委託可能</p> <p style="margin-top: 20px;">弁護士法の規定により、法律事 件に関する法律事務を扱うこ とができるのは弁護士のみ。 弁護士以外の者が行うため には、弁護士法の特例が必要。 (国民年金保険料については、 公共サービス改革法で「法令 の特例」を規定)</p>

## (参考) 公共サービス改革法第33条

(国民年金法等の特例)

第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第一項に規定する保険料(以下この条において「保険料」という。)の収納に関する業務のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務(以下この条において「納付受託業務」という。)を実施するものとする。

- 一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの(以下この条において「保険料滞納者」という。)に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
  - 二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
  - 三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務
- 2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。
- 3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。
- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 社会保険庁長官は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
  - 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
  - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
  - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
  - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
  - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
    - イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
    - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
    - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。